

完全自動走行に向けた国家戦略特区プロジェクトに関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年二月八日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭 殿



## 完全自動走行に向けた国家戦略特区プロジェクトに関する再質問主意書

私が提出した「完全自動走行に向けた国家戦略特区プロジェクトに関する質問主意書」(第百九十回国会質問第一五号)に対する答弁書(内閣参質一九〇第一五号)に関して、再度、以下のとおり質問する。

一 現在の国家戦略特区について、新たな立法や規制緩和を伴わないものを明らかにされたい。

二 欧州諸国又は米国各州において、完全自動走行(レベル四)の実証実験等を認める法律を持つ国又は州はあるか、政府の承知するところを明らかにされたい。その際、実証実験等の実施に必要な留保条件を付しているのであれば、併せて明らかにされたい。

三 欧州諸国又は米国各州において、準自動走行(レベル三)の実証実験等を行うにあたり、新たな立法がなされた国又は州はあるか、政府の承知するところを明らかにされたい。

四 道路交通に関する条約が完全自動走行を可能とするよう改正される時期の目途を明らかにされたい。

五 完全自動走行(レベル四)が実現した場合の、自動走行車の二〇二〇年度における日本の市場規模予測(年間売上高、年間販売台数及び新車販売台数に占める自動走行車の割合)について、政府の承知するところを明らかにされたい。また、世界全体の市場規模予測について、政府の承知するところを併せて明らか

かにされたい。

右質問する。